

平成 26 年 10 月 1 日 開会

平成 26 年度 第 7 回紫波町教育委員会臨時会会議録

紫波町教育委員会

平成 26 年度 第 7 回紫波町教育委員会臨時会会議録

1	日 時	平成 26 年 10 月 1 日 午後 4 時から午後 4 時 10 分		
1	場 所	紫波町中央公民館		
1	出席委員	委員長	高 橋 榮 幸 君	
		委 員	森 田 英 仁 君	
		委 員	松 川 久 美 君	
		教 育 長	侘 美 淳 君	
1	欠席委員	職務代理	佐 藤 秀 道 君	
1	説 明 員	教育部長	小田中 健 君	
		学務課長	森 川 一 成 君	
		生涯学習課長	高 橋 正 君	
		国体推進課長	八重嶋 靖 君	
		学校給食センター所長	新井田 友 子 君	
		学習推進室長	谷 地 和 也 君	
		学務室長	葛 博 之 君	

付議事件

- 日程 1 仮議席の指定について
- 日程 2 会期の決定について
- 日程 3 選挙第 1 号
「紫波町教育委員会委員長の選挙について」
- 日程 4 指定第 1 号
「紫波町教育委員会委員長職務代理者の指定について」
- 日程 5 議席の決定について

議事の概要

(開会 午後 4 時)

○ 小田中教育部長

ご苦勞様でございます。

早速ですが、10 月 1 日付けをもちまして、高橋委員におかれましては紫波町長から紫波町教育委員の辞令が交付されましたことをご報告申し上げます。

これから臨時会をお願いするところではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条に規定する委員長並びに委員長職務代理者が任期満了により不在でありますので、委員長が選挙されるまでの間、前委員長の高橋委員に会議を進行していただくことについて、委員の皆様方のご了承をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 小田中教育部長
それでは、委員の皆様方のご了承をいただきましたので、高橋委員に会議の進行をお願いいたします。
- 高橋委員
ただいま教育部長から説明があったとおりでございますので、同法第 12 条第 1 項の規定により委員長が選挙されるまでの間、会議を進行させていただきます。これより会議を開きます。
本日の出席者は 4 名でございますので、会議は成立いたしました。
佐藤委員から欠席の連絡がありました。
本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配付されているとおりでございます。それでは、ただ今から平成 26 年度第 7 回紫波町教育委員会臨時会を開会いたします。
- 高橋委員
日程第 1、「仮議席の指定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
仮議席につきましては、ただいま着席の議席といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員
異議なしと認めます。よって、仮議席は、ただいま着席の議席といたします。
- 高橋委員
次に、日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員
異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。
- 高橋委員
次に、日程第 3、選挙第 1 号「紫波町教育委員会委員長の選挙について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
委員長の任期満了に伴い、後任の委員長を選挙しようとするものであります。これがこの選挙を行う理由であります。
なお、委員長の選挙に関しましては、紫波町教育委員会会議規則第 6 条中、
第 1 項 委員長の選挙は、会議において単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。
第 3 項 委員に異議がないときは、第 1 項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。
第 4 項 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。
という規定があり、単記無記名投票又は指名推薦によることになっております。
- 高橋委員

ただいま、提案理由と選挙方法について説明がありました。

お諮りいたします。

委員長の選挙方法については、単記無記名投票又は指名推薦によることになっておりますが、どちらの方法がよろしいでしょうか。

○ 松川委員

指名推薦の方法がよろしいかと思えます。

○ 高橋委員

松川委員から、指名推薦による方法が良いというご意見がありましたが、その他のご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○ 高橋委員

その他には無いようでございますので、お諮りいたします。

委員長の選挙の方法について、指名推薦で行うことにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○ 高橋委員

異議なしと認めます。よって、委員長の選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

それでは、推薦をお願いいたします。

○ 松川委員

高橋委員を推薦いたします。

○ 高橋委員

ただいま、松川委員から、私、高橋が推薦されました。

その他に推薦される方はいらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

○ 高橋委員

それでは、お諮りいたします。

私、高橋を委員長の当選人とすることに、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○ 高橋委員

異議なしと認めます。よって、私が紫波町教育委員会委員長の当選人と決定いたしました。

○ 高橋委員長

それでは、会議を続けます。

日程第4、指定第1号「紫波町教育委員会委員長職務代理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 佐美教育長

委員長職務代理者の任期満了に伴い、後任の委員長職務代理者を指定しようとするものであります。これがこの選挙を行う理由であります。

なお、紫波町教育委員会会議規則第7条第1項において「委員長職務代理者は、あらかじめ1人を指定するものとし、その選任方法については、前条の規定を準用する。」と規定されておりますので、単記無記名投票又は指名推薦によることになっております。

○ 高橋委員長

ただいま、提案理由と選任方法について説明がありました。

お諮りいたします。委員長職務代理者の選任方法については、指名推薦の方法で行ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

異議なしと認めます。それでは、委員長職務代理者の選任方法については、指名推薦とし、佐藤委員を委員長職務代理者に指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

異議なしと認めます。それでは、佐藤委員を委員長職務代理者に指名いたします。よって、佐藤委員を委員長職務代理者に決定いたしました。

○ 高橋委員長

次に、日程第5、「議席の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 侘美教育長

紫波町教育委員会会議規則第4条の規定により、紫波町教育委員会委員の議席を決定していただくものです。

○ 高橋委員長

お諮りいたします。議席の決定につきましては、委員長から各委員の議席を指定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

異議なしと認めます。それでは委員の議席を指定いたします。各委員の議席は、現在着席している席をそれぞれ指定いたします。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

異議なしと認めます。よって、委員の議席は現在着席の議席と決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。これで平成26年度第7回紫波町教育委員会臨時会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後4時10分)